

## 長久手市児童クラブ運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後児童健全育成として、長久手市児童クラブ(以下「クラブ」という。)を設け、放課後児童の適切な指導及び保護を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「放課後児童」とは、別表第1に掲げる項目に該当する児童をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、長久手市とする。

(クラブの活動)

第4条 クラブは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 児童の健康管理、安全確保又は情緒の安定に関すること。
- (2) 遊びの活動への意欲と態度の形成に関すること。
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性又は創造性の向上に関すること。
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握と家族への連絡に関すること。
- (5) その他児童の健全育成上必要な事項に関すること。

(対象児童)

第5条 クラブへの加入の対象となる児童は、市に住所を有する児童のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小学校1年生から6年生までの放課後児童
- (2) その他市長が必要と認める児童

(名称、実施施設及び定員)

第6条 クラブの名称、実施施設及び定員は、次のとおりとする。

| 名 称      | 実 施 場 所                       | 定 員 |
|----------|-------------------------------|-----|
| 南児童クラブ   | 長久手市喜婦嶽702番地<br>(南小学校内)       | 80名 |
| 北児童クラブ   | 長久手市池田77番地<br>(北小学校内)         | 80名 |
| 下山児童クラブ  | 長久手市下川原14番地50<br>(下山児童館内)     | 59名 |
| 長久手児童クラブ | 長久手市岩作中島7番地1<br>(青少年児童センター内)  | 80名 |
| 市が洞児童クラブ | 長久手市市が洞一丁目1203番地<br>(市が洞小学校内) | 70名 |
| 東児童クラブ   | 長久手市前熊前山174番地<br>(東小学校内)      | 60名 |

|           |                             |     |
|-----------|-----------------------------|-----|
| 東第2児童クラブ  | 長久手市前熊志水10番地2<br>(上郷児童館内)   | 40名 |
| 長久手西児童クラブ | 長久手市久保山2110番地<br>(長久手西児童館内) | 40名 |

(開設日)

第7条 開設日は、月曜日から金曜日まで及び月の最後の土曜日とする。ただし、次に掲げる日は除くものとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず臨時に休設又は開設することができる。

(開設時間)

第8条 開設時間は、原則として下校時から午後6時までとする。ただし、小中学校管理規則(平成14年長久手町教育委員会規則第1号)第3条に規定する休業日は、午前7時30分から午後6時までとする。なお、東児童クラブは午後7時まで開設する。

(指導職員)

第9条 クラブには、指導員を置く。

(加入及び退会の手続等)

第10条 クラブへの加入を希望する児童の保護者は、加入申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあった場合は、その内容を審査、検討した上で、必要度の高い家庭から加入を認め加入承認通知書(様式第2号)により通知し、加入できないときは、加入不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 クラブの加入について必要な順位を別表第2のとおり定める。

4 第1項に規定する加入申込書の記載内容に変更があった場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

5 クラブに加入の必要がなくなった児童の保護者は、児童クラブ退会届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

6 市長は、第2項の規定により加入を認められた児童(以下「入会児童」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、加入の承認を取り消すことができる。

(1) 第5条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 第12条に規定する費用を滞納したとき。

(3) 指導員の指導に従わないなど、集団生活を営む上で著しく支障のあるとき。

(4) 虚偽の申請をしたとき。

(5) 月の半分以上欠席することが2月を超えて続くなど、著しく利用が少ないとき。

(6) 市長が加入を不相当と認めるとき。

(休会の届出)

第11条 入会児童の保護者(以下「入会保護者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときはクラブを一時休会するものとし、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 入会児童が感染性疾患を有し、他の児童に影響を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 月の初日から末日までの間、クラブを利用しないとき。ただし、2月を超えて休会する場合は、退会するものとする。

2 前項の規定による休会をする場合は、児童クラブ休会届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(費用)

第12条 入会保護者は、指導にかかる費用の一部を、活動費として入会児童一人につき月額5,000円を負担しなければならない。ただし、8月は8,000円とする。なお、月の途中における入会及び退会の場合の活動費も同額とする。

2 前項に定める活動費は、指定された期日までに毎月納付しなければならない。

3 活動費は、次の各号のいずれかに該当するときは減免とする。減免を希望する入会保護者は、減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯は全額免除とする。

(2) 前年度分市町村民税非課税かつ児童扶養手当の受給資格者世帯は半額免除とする。

(3) その他市長が特別の理由があると認めた場合は全部又は一部を減免することができる。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、申請者に減免申請にかかる決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。また、その決定内容に変更があったときは、減免申請にかかる変更通知書(様式第8号)により通知するものとする。

5 活動費の減免の決定をうけた入会保護者は、第3項に掲げる活動費の減免対象事項に該当しなくなったときは、減免要件消滅届出書(様式第9号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

6 退会する月の最後の開設日までに第10条第5項に規定する届け出を行った場合は、翌月分からの活動費を徴収しないものとする。

7 休会する前の月の最後の開設日までに前条第2項に規定する届け出を行った場合は、当該月分の活動費徴収しないものとする。

8 納付された活動費は、これを還付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(送り迎え)

第13条 入会児童の送り迎えは、保護者が行うものとする。

(備付書類)

第14条 クラブには、次に掲げる書類を作成し、備えておくものとする。

- (1) 児童台帳
- (2) 児童出席簿
- (3) 指導日誌
- (4) 児童の入会にかかる書類
- (5) 月間活動実績報告書

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条第2号の改正規定は、

長久手市児童館の管理及び運営に関する規則の改正施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

| 区 分    | 児 童 の 状 況  |
|--------|--|
| 家庭外労働  | <p>児童の保護者が昼間、家庭外で1日4時間以上(平日にあっては児童が帰宅する時間帯を含む)、月15日以上仕事をしているため、その児童の保護ができず、かつ、同居の親族その他の者もその児童の保護に当たることができない。</p> |
| 病 気 等  | <p>児童の保護者が病気、負傷又は精神、身体に障害を有しているため、その児童の保護ができず、かつ、同居の親族その他の者もその児童の保護に当たることができない。</p>                              |
| 病人等の看護 | <p>児童の保護者が、長期にわたり常時看護が必要な病気、障害の方を介護しているため、その児童の保護ができず、かつ、同居の親族その他の者がその児童の保護に当たることができない。</p>                      |
| その他    | <p>前各号に類する状態にあり、これらの措置に照らして明らかに児童の保護が欠ける。</p>  |